



# 島根県報

令和元年6月11日（火）

第 1 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林	（       "      ）	2
保安林の指定	（       "      ）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（5件）	（       "      ）	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の 交付の対象等を定める告示	（観 光 振 興 課）	6

### 【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（農 業 経 営 課）	7
-----------------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

空港用スノーパ除雪車の調達に係る一般競争入札の実施	（港 湾 空 港 課）	8
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理 業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	10
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援 サービス業務に係る随意契約の相手方等	（       "      ）	11

### 【人委規則】

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		12
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則		13
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則		13
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則		14
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則		19

### 【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	24
--------------------------------------	-----------	----

### 【正 誤】

平成31年4月19日付け島根県報第3, 101号中	（総 務 課）	24
令和元年5月17日付け島根県報第4号附録中	（       "      ）	25

---

**告 示**

---

**島根県告示第67号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年 6 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町須川1195、1197から1203まで、1199-1、1202-2、2349-3から2349-9まで、2349-11、2350-1から2350-6まで、2351-2、2351-33

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第68号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 6 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 解除予定保安林の所在場所

飯石郡飯南町頓原2343-2

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

---

**島根県告示第69号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 6 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町東郷小浦地 1-1、1-18（次の図に示す部分に限る。）、1-19から1-21まで

---

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第70号

平成31年島根県告示第167号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年6月11日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市金城町宇津井1108-2から1108-5まで	坂本 定夫

## 島根県告示第71号

平成31年島根県告示第127号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年6月11日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町黒沢315-3、315-4、315内5、2088-1から2088-7まで	栗栖 まゆみ
浜田市三隅町黒沢318、2740-1	三澤 市太
浜田市三隅町黒沢318、319内1、319内5から319内9まで、2100-2から2100-4まで、2100内1	大平 武男
浜田市三隅町黒沢1002-2	三澤 利美
浜田市三隅町黒沢2875-1、2878-3	無限責任黒沢信用購買販売利用組合
浜田市三隅町黒沢2999から3001まで	栗原 美伸

## 島根県告示第72号

平成31年農林水産省告示第669号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年6月11日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手
雲南市加茂町大竹964-3、965	中林 新市

## 島根県告示第73号

平成31年島根県告示第166号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年6月11日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町戸河内1980、1986、1987、1989	菅原 勝彦
邑智郡邑南町戸河内2502、2503、2508-1、2508-4、2509-1、2509-2、2512-1、3081-1、3081-3、3081-4、3081-8、3084、3085-2、3085-3、3086、3087-2、3087-4、3127	藤川 妙子
邑智郡邑南町戸河内2512-2	埜 庄三
邑智郡邑南町戸河内2516	酒井 福市
邑智郡邑南町戸河内2520	酒井 福市
邑智郡邑南町戸河内3090-21、3090-34	重道 甫
邑智郡邑南町戸河内3090-24	貞近 良子
邑智郡邑南町戸河内3152、3152-1、3153、3169-1から3169-3まで、3175、3197、3198、3199-1、3202、3211、3212、3219-1、3222、3227、3228	藤本 正
邑智郡邑南町戸河内3154から3157まで、3159-2、3163から3168まで、3173-1、3173-3、3174、3176	来間 シズエ
邑智郡邑南町戸河内3194、3255-2、3259	岩谷 重幸
邑智郡邑南町戸河内3194	黒川 フサコ
邑智郡邑南町戸河内3194	佐々木 強
邑智郡邑南町戸河内3194	棚木 栄壮
邑智郡邑南町戸河内3194	代 昌彦
邑智郡邑南町戸河内3194	西河内 秀明
邑智郡邑南町戸河内3194	丸山 勝征
邑智郡邑南町戸河内3206	井上 素直

邑智郡邑南町戸河内3220	宇都 謙三
邑智郡邑南町戸河内3220	後藤 昇
邑智郡邑南町戸河内3220	栢野 守
邑智郡邑南町戸河内3220	高橋 倭文男
邑智郡邑南町戸河内3220	三上 武雄
邑智郡邑南町戸河内3225	口羽村信用組合
邑智郡邑南町戸河内3232	酒井 浅吉
邑智郡邑南町戸河内3232	酒井 惣市
邑智郡邑南町戸河内3236-1、3250	日高 孝徳
邑智郡邑南町戸河内3244、3270、3275、3286	岡 久義
邑智郡邑南町戸河内3258	三上 哲弘
邑智郡邑南町戸河内3264	丸山 勝征
邑智郡邑南町戸河内3269、3282	谷口 澄人

#### 島根県告示第74号

平成31年島根県告示第134号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町宇都井1271-1、1271-2	川島 伊太郎
邑智郡邑南町宇都井1271-2	出本 恒
邑智郡邑南町宇都井1281	河野 一人
邑智郡邑南町宇都井1281、1282-1、1282-2、1283、1284-1、1284-2、1286、1287、1289-1、1289-2	井上 克哉
邑智郡邑南町宇都井1285-1、1285-3	三上 猛
邑智郡邑南町宇都井1288	大矢 常十
邑智郡邑南町宇都井1288	松島 亀市
邑智郡邑南町宇都井1288	向田 亀市
邑智郡邑南町宇都井1293-1、1346-1	藤川 初子
邑智郡邑南町宇都井1295-2、1338-1	小出 雅也
邑智郡邑南町宇都井1345-1、1345-2	出本 康雄
邑智郡邑南町宇都井1336-1	井上 克哉
邑智郡邑南町宇都井1494、1732	土井 トクノ
邑智郡邑南町宇都井1494、1732	土井 潤三
邑智郡邑南町宇都井1495	土居 市若
邑智郡邑南町宇都井1500、1501	石田 勝子
邑智郡邑南町宇都井1502-1から1502-3まで、1503-1から1503-4まで	金本 勘七

邑智郡邑南町宇都井1502-1から1502-3まで、1503-1から1503-4まで	松島 久右衛門
邑智郡邑南町宇都井1502-1から1502-3まで、1503-1から1503-4まで	松島 金右衛門
邑智郡邑南町宇都井1721-1	高市 譲
邑智郡邑南町宇都井1730-1	高市 譲
邑智郡邑南町宇都井1737、1784	金本 来太
邑智郡邑南町宇都井1738	金本 秀雄
邑智郡邑南町宇都井1740、1746、1758、1812-1、1828、1829、1835-1、1856、1860	長谷 玉市
邑智郡邑南町宇都井1746、1758、1806	西島 幸三郎
邑智郡邑南町宇都井1749、1750	橋本 一郎
邑智郡邑南町宇都井1759、1795、1796、1815、1822、1825、1827、1853、1854、1862	森岡 一人
邑智郡邑南町宇都井1769、1785-1、1785-2、1786、1802、1803、1805	上田 鶴太郎
邑智郡邑南町宇都井1769、1785-1、1785-2、1786、1802、1803、1805	三上 春治
邑智郡邑南町宇都井1783、1787、1788、1804	金本 秀雄
邑智郡邑南町宇都井1791	三上 佳文
邑智郡邑南町宇都井1795	高市 馬太郎
邑智郡邑南町宇都井1795	高綱 繁造
邑智郡邑南町宇都井1795	森岡 六市
邑智郡邑南町宇都井1851-1、1851-2	服部 藤馬
邑智郡邑南町宇都井1855	日高 國太郎
邑智郡邑南町宇都井1882-2	松島 タマ
邑智郡邑南町宇都井1930-1	杉本 ハルミ
邑智郡邑南町宇都井1930-2、1930-3	朝比奈 ハルミ
邑智郡邑南町宇都井1930-2、1930-3	杉本 秀男
邑智郡邑南町宇都井1933-2、1933-4、1933-5	三上 邦彰
邑智郡邑南町宇都井1937-1、1937-2、1938、1939-1	漆谷 隆義

### 島根県告示第75号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第296号）は、廃止する。

令和元年 6 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 補助金の名称

島根県外国人観光客送客促進支援補助金

## 2 交付の目的

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより、外国人観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする。

## 3 交付の対象者

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を実施する国内外の旅行業者。ただし、同一の団体旅行を対象に、複数の旅行業者が重複して交付を申請することはできない。

## 4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 台湾、香港、中国、韓国、東南アジア及び欧米豪からの訪日旅行であること。
- (2) 島根県内の移動に貸切バスを使用すること。
- (3) 島根県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること。
- (4) 貸切バス1台につき、旅行参加者のうち日本国籍を有しない者が15名以上（平成27年度以降に初めて島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付を申請する場合は、10名以上）であること。

## 5 交付の限度額

予算の範囲内で、貸切バス1台当たり日本円で50,000円を交付し、1社当たり1会計年度1,000,000円を限度とする。ただし、連続して3離着陸を超えるチャーター便を利用する団体旅行を実施する旅行業者にあつては、1会計年度当たりの上限額を設けない。

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和元年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市神西沖町字蛇島2448番	畑	753
出雲市神西沖町字蛇島2429番 1	畑	536

## 2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和元年8月1日	権利の始期から令和5年3月31日まで	7,734

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和元年6月28日

## (2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農地調整グループ

## (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年6月11日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

空港用スノーパ除雪車の調達 1台

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

令和2年3月25日（水）

## (4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 出雲空港管理事務所

## 2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5 車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
- 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部港湾空港課空港整備グループ  
電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247  
電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
- 本公告の日から令和元年6月27日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。  
なお、これにより難しい場合は次により交付する。
- ア 交付期間
- 本公告の日から令和元年6月27日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
- (ア) 4の場所  
(イ) 島根県ホームページ上 ([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/))
- (2) 入札説明会
- 実施しない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和元年6月27日（木）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 電子調達システムによる入札の期間
- 令和元年7月8日（月）午前9時から同月9日（火）午後4時まで
- (2) 書面による入札の日時、場所等
- ア 日時
- 令和元年7月9日（火）午後4時まで
- イ 場所
- 4の場所
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和元年7月9日（火）午前11時までに到着していること。
- (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和元年7月10日（水）午前10時

## イ 場所

4の場所

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 X Sweeper Snow Plow for Airport use

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July8, 2019 to 4 : 00 p.m. July9, 2019

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. July9, 2019

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on July9, 2019)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりそ

---

の例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年6月11日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

141,426,757円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年6月11日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

99,100,620円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 11 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第 3 号**

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 補則（第24条・第25条）」を 「第 5 章 会計年度任用職員（第24条）」に改める。  
第 6 章 補則（第25条・第26条）」

第19条中「第22項第 1 項」を「第22条」に改める。

第21条に次の 1 項を加える。

- 3 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する前 2 項の規定の適用については、第 1 項中「6 月間」とあるのは「1 月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、前 2 項中「条件付採用の期間の開始後 1 年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第22条第 1 項中「任命権者は」の次に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「該当する場合においては」を「該当するときは」に、「第22条第 2 項前段」を「第22条の 3 第 1 項前段」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「場合」を「とき。」に改める。

第23条中「この場合において、法第22条第 2 項後段」を「この場合においては、法第22条の 3 第 1 項後段」に改める。

第 5 章中第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、同章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

**第 5 章 会計年度任用職員**

（任用）

**第24条** 会計年度任用職員の任用は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、選考によるものとする。

- 2 前項の選考は、公募により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公募によらないことができる。
- (1) 任用しようとする年度の前年度に設置されていた職にあった者を当該職と同一と認められる職に任用しようとする場合において、面接、前年度におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認めるとき。
- (2) 職務の性質上、公募により難いと任命権者が認める場合
- 4 前項第 1 号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、同号の規定による能力の実証の結果が良好である者に限り認めるものとする。
- 5 公募によらない再度任用は、4 回を上限とする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、任命権者が別に定める職については、この規則による改正後の職員の任用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第24条第 3 項第 1 号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の任命権者が別に定める職に任用されている職員が、公募によらない再度任用により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の改正後の規則

第24条第5項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定めるものとする。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への採用の選考

第2条第3項中「第1項各号」を「第1項第1号から第7号まで」に改める。

別表中「診療情報管理士」を「診療情報管理士  
医療情報技師」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第5号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

（条例第2条第5号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員）

**第1条の2** 条例第2条第5号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

（条例第2条の2の2第3号イの人事委員会規則で定める場合）

**第1条の3** 条例第2条の2の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の2の2第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の2の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同

法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)である非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当する場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合(条例第2条の2の3第2号の人事委員会規則で定める場合)

**第1条の4** 前条の規定は、条例第2条の2の3第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(条例第28条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員)

**第9条の2** 条例第28条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

---

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第6号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)第10条、職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)第13条及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号。第6条第1項第9号において「教育職員休日休暇条例」という。)第13条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休暇等の基準を定めるものとする。

(勤務時間)

**第2条** 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、当該職員の任期を通じて1月当たり124時間以内で任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、職務の性質等により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、当該職員の任期を通じて1週間当たりの勤務時間が38時間45分に満たない範囲内で、勤務時間を別に定めることができる。

3 任命権者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第3号の規定により監視又は断続的労働に係る許可を受けた職員については、前2項の規定にかかわらず、勤務時間を別に定めることができる。

(勤務日の割振り)

**第3条** 任命権者は、前条の規定により勤務時間を定める場合において、1週間につき勤務しない日が1日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

- 2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定により勤務時間を定める場合において、4週間ごとの期間につき勤務しない日が4日以上となるよう職員の勤務日を割り振ることができる。

(年次有給休暇)

**第4条** 任命権者は、職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が任用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合は、週の期間により勤務日が定められている者にあつては次の表の左欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間により勤務日が定められている者にあつては同表の中欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数	1週間当たりの勤務時間又は1年間の勤務日の日数	任用の日から起算した継続勤務期間						
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上
29時間以上又は5日以上	29時間以上又は217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 2 年次有給休暇は、任命権者が職員の請求する時期に与える。ただし、事務の都合により支障があると認めるときは、時期を変更して与えることができる。

(年次有給休暇の単位)

**第5条** 年次有給休暇は、1日、半日（職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号。以下「休日休暇規則」という。）第6条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は1時間を単位として与えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 3 半日を単位として与えられた年次有給休暇は、当該半日に割り振られた勤務時間の時間数に換算するものとする。
- 4 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合又は前項の規定により換算された半日を単位として与えられた年次有給休暇の時間数を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間。以下同じ。）をもって1日とする。

(年次有給休暇以外の休暇)

**第6条** 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき  
必要と認められる期間
  - (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき  
必要と認められる期間
  - (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき  
連続する7日の範囲内の期間
- ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難していると

き。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

- (4) 職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 職員の親族（次の表に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の表に掲げる親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間

親族	日数		備 考
	血族	姻族	
配偶者	10日		1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、血族の父母及び子に準ずる。 3 遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
父母	7日	3日	
子	5日	1日	
祖父母	3日	1日	
孫	1日		
兄弟姉妹	3日	1日	
おじ・おば	1日	1日	
おい・めい	1日	1日	

- (7) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
- (8) 職員（次号の規定の適用を受ける職員を除く。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 6月から10月までの間において、次の表の勤務指定日数（第3条の規定により割り振られた勤務日の日数をいう。以下この号において同じ。）欄及び勤務指定時間数（第2条の規定により定められた勤務時間の時間数をいう。以下この号において同じ。）欄に掲げる当該期間における職員の勤務指定日数及び勤務指定時間数の区分に応じ、同表の夏季休暇付与日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

勤務指定日数	勤務指定時間数	夏季休暇付与日数
月16日以上	月124時間以上	3日
	月124時間未満	2日
月10日以上16日未満		1日

- (9) 職員（教育職員休日休暇条例第13条に規定する非常勤の教育職員に限る。）のうち、任用の日から起算した継続勤務期間が6月を超えないもの（任期の定めが1月未満である者及び1週間の勤務日の日数が3日未満である者を除く。）が、諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 次の表の1週間の勤務日の日数欄に掲げる勤務日数の区分に応じ、同表の休暇日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	休暇日数
5日又は4日	2日
3日	1日

- 2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (2) 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後満3年に達しない子（休日休暇規則第3条の表第11号において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。）を育てる場合（男子職員にあっては、この号の規定による休暇の承認を受けようとする時間において配偶者が当該子を養育できる場合を除く。） 1日120分（生後満1年に達した子を育てる場合にあっては、60分）を超えない範囲（男子職員にあっては、その配偶者がこの号の規定による休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間その他法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの（以下「育児時間」という。）を利用するときは、120分（生後満1年に達した子を育てる場合にあっては、60分）から当該配偶者が利用する育児時間を減じた時間を限度とする。）以内の期間
- (4) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会の定めるその子（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
- (5) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会の定める世話をを行う職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会の定めるもの
- (6) 要介護者の介護をする職員であって、休日休暇規則第4条第3項から第7項までの規定の例により、任命権者が、その職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（この号及び次号において「指定期間」という。）の指定に係る申出の時点において、次のいずれにも該当する者が当該介護をするため、指定期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間
- ア 引き続き在職した期間が1年以上である者
- イ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでない者
- ウ 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの

- (7) 要介護者の介護をする職員（初めてこの号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (8) 女子職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (9) 女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (10) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関又は交通用具による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じ1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が医師、歯科医師、保健師又は助産師から妊娠又は出産等に関し、健康診査又は保健指導を受ける必要がある場合 1日の勤務時間の範囲内で、妊娠6月末（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月末までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる期間
- (12) 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (13) 職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第8号、第9号及び前号に掲げる場合を除く。） 1の年度において、週の期間により勤務日が定められている者にあつては次の表の左欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間により勤務日が定められている者にあつては同表の中欄に掲げるその者の1週間当たりの勤務時間又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数の範囲内の期間

1週間当たりの勤務時間又は1週間の勤務日の日数	1週間当たりの勤務時間又は1年間の勤務日の日数	日数
29時間以上又は5日以上	29時間以上又は217日以上	10日
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から72日まで	1日

- (14) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

（年次有給休暇以外の休暇の単位等）

**第7条** 前条第1項第8号及び第9号に規定する休暇の単位は、1日とする。

2 前条第2項第3号に規定する休暇の単位は、1時間又は1分とし、2回に分割して与えることができるものとする。

- 3 前条第2項第4号又は第5号に規定する休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、これらの号に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 前条第2項第6号に規定する休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする同項第7号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
- 5 前条第2項第7号に規定する休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、年次有給休暇以外の休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

（期間の計算等）

**第8条** 第6条第1項第3号、第6号及び第7号並びに同条第2項第1号、第2号及び第6号に規定する休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

- 2 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員の1時間を単位として与えられた第6条第2項第4号若しくは第5号に規定する休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第13号に規定する休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

（休暇の請求等）

**第9条** 第4条及び第6条に規定する休暇の請求等については、休日休暇規則第5条及び第9条並びに県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）第5条及び第9条の規定を準用する。

（特例）

**第10条** 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下この条において「外国青年招致事業」という。）により招致された職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、外国青年招致事業の実施の基準に従い、任命権者が定めるものとする。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

---

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

#### 島根県人事委員会規則第7号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の種別）

第2条 条例別表第1に規定する職員の種別は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般業務に従事する者 次号から第7号までに掲げる職員以外の者
- (2) 資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者 業務の従事に当たり資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務として任命権者が定める業務に従事する者のうち、次号から第7号までに掲げる職員以外の者
- (3) 教育業務に従事する者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業能力開発校等において、教育業務及び相談業務に従事する者
- (4) 調査研究業務に従事する者 研究、試験、調査等を行う機関において、調査研究業務に従事する者
- (5) 医療業務に従事する者 診療所等において、医師、薬剤師、保健師等の医療業務に従事する者
- (6) 相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者 相当の知識又は経験を必要とする業務として任命権者が定める業務に従事する者
- (7) 軽作業に従事する者 軽易な業務に従事する者  
(通勤手当に相当する報酬の額)

第3条 条例第2条第4項に規定する通勤手当に相当する報酬（以下「通勤手当に相当する報酬」という。）は、1箇月を単位として支給するものとし、その額については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。）第10条第1項第1号に掲げる職員の要件に該当する者 1箇月の勤務日（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号。以下「休暇等規則」という。）第3条の規定により割り振られた勤務日をいう。以下同じ。）に係る通勤の回数（以下「1箇月の通勤所要回数」という。）に応じて、給与条例第10条第2項第1号の規定に準じて算出した額
  - (2) 給与条例第10条第1項第2号に掲げる職員の要件に該当する者 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「給与規則」という。）第12条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数（21回を上限とする。）を乗じて得た額
  - (3) 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員の要件に該当する者 前2号に定める額を合計した額（55,000円を超えるときは、55,000円）
- 2 職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当に相当する報酬は、支給しない。
- 3 職員が、欠勤、無給の休暇、退職処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員の退職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条第1号若しくは第2号の規定による退職処分をいう。第7条第1項第2号において同じ。）、停職処分（法第29条第1項の規定による停職処分をいう。以下同じ。）、専従許可（法第55条の2第1項ただし書の規定による許可をいう。以下同じ。）及び育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）（以下この項において「欠勤等」という。）により1日の勤務時間の全てについて勤務しなかった場合は、第1項に規定する支給額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。
- (1) 第1項第1号に掲げる職員 同号に定める額を1箇月の通勤所要回数で除して得た額に、当該通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額
  - (2) 第1項第2号に掲げる職員 給与規則第12条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額
  - (3) 第1項第3号に掲げる職員 前2号に定める額を合計した額（55,000円を超えるときは、55,000円）
- 4 給与条例第10条第1項第3号に掲げる職員の要件に該当する者のうち、給与規則第12条の10第1号に掲げる職員の要件に該当しないものの通勤手当に相当する報酬については、同条第2号又は第3号の規定の適用を受ける職員の例によ

り、第1項第1号又は第2号に定める額を支給し、及び前項第1号又は第2号に定める額を減額する。

(通勤手当に相当する報酬の額の特例)

**第4条** 任命権者は、その職の勤務の実情等により前条の規定に基づく通勤手当に相当する報酬の額により難いと認められる場合は、同条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その職の通勤手当に相当する報酬の額について別に定めることができる。

(通勤手当に相当する報酬の支給方法)

**第5条** 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに通勤手当に相当する報酬の支給対象職員たる要件を具備した場合
- (2) 住所、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- (3) その他支給の要件に係る事実に変更があった場合

2 職員が新たに支給対象職員たる要件を具備した場合は、その事実の生じた日から通勤手当に相当する報酬の支給を開始する。ただし、前項の規定による届出がその事実の生じた日から15日（任命権者が別に定める職については、任命権者が定める日数）を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から支給するものとする。

3 通勤手当に相当する報酬は、職員が支給対象職員たる要件を欠いた場合にあってはその事実の生じた日の前日まで支給し、離職した場合にあってはその事実の生じた日まで支給する。

4 通勤手当に相当する報酬の額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日から支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、支給額を増額して改定する場合について準用する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

**第6条** 条例第2条第4項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬（以下「時間外勤務手当に相当する報酬」という。）は、正規の勤務時間（休暇等規則第2条の規定により定められた勤務時間をいう。以下同じ。）以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）に対して支給する。

2 時間外勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間外勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、時間外勤務の時間数を乗じて得た額とする。

- (1) 1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間につき38時間45分を超えない勤務（第3号に掲げる勤務を除く。）  
100分の100（午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）の勤務にあっては、100分の125）
- (2) 1日につき7時間45分又は1週間につき38時間45分を超える勤務（次号に掲げる勤務を除く。）  
100分の125（深夜の勤務にあっては、100分の150）
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条の休日における勤務  
100分の135（深夜の勤務にあっては、100分の160）

3 前2項に規定するもののほか、労働基準法第37条の規定による割増賃金の支給が必要となる場合は、当該支給が必要となる額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 時間外勤務手当に相当する報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、1箇月の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。

(報酬の減額)

**第7条** 条例第3条第4項の規定による報酬の減額は、次の各号に掲げる報酬の支給単位の区分に応じ、当該各号に定める単位で行うものとする。

- (1) 日額 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める単位
  - ア 1日の全てを勤務しなかった場合 日単位
  - イ ア以外の場合 時間単位
- (2) 月額 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める単位
  - ア 休職処分、停職処分、専従許可又は育児休業により勤務しなかった場合 日単位
  - イ ア以外の場合 時間単位

## (3) 時間額 時間単位

2 日単位で報酬の減額を行う場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を減額する。

- (1) 前項第1号アに掲げる場合 その月の勤務日の日数を基礎とした日割による計算によって得られた額
- (2) 前項第2号アに掲げる場合 勤務1日当たりの報酬額に1箇月に勤務しなかった日数を乗じて得た額

3 時間単位で報酬の減額を行う場合は、勤務1時間当たりの報酬額に1箇月に勤務しなかった総時間数（1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た額を減額する。

4 報酬の減額は、減額すべき事実のあった日の属する月又はその翌月の報酬の支給の際に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により当該報酬の支給の際に報酬の減額をすることができない場合には、その後の報酬の支給の際に行うことができる。

（報酬の減額を行わない場合）

**第8条** 条例第3条第4項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 休暇等規則第4条の規定により年次有給休暇を与えられた場合
- (2) 休暇等規則第6条第1項の規定により有給の休暇を与えられた場合
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年島根県条例第3号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除された場合

（勤務1時間当たりの報酬額の算定方法）

**第9条** 第6条第2項及び第7条第3項の勤務1時間当たりの報酬額の算定方法は、次の各号に掲げる報酬の支給単位の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 日額 報酬（通勤手当に相当する報酬及び時間外勤務手当に相当する報酬を除く。以下同じ。）の日額を1日の正規の勤務時間数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）
  - (2) 月額 報酬の月額を1日当たりの正規の勤務時間数に1か月当たりの勤務日の日数を乗じたもので除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）
  - (3) 時間額 報酬の時間額
- （期末手当の支給対象者）

**第10条** 条例第5条第1項前段に規定する任期の定めが6月以上の職員に準ずる者として人事委員会規則で定める職員は、任期を更新したことにより、同項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った者とする。

2 条例第5条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める期末手当を支給しない職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 基準日において法第28条第2項の規定により退職処分を受けている職員
- (2) 基準日において職員の退職の事由を定める条例第2条第1号又は第2号の規定により退職処分を受けている職員
- (3) 基準日において停職処分を受けている職員
- (4) 基準日において専従許可を受けている職員
- (5) 基準日において育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）第5条の3第1項に規定する職員以外の職員
- (6) 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致された職員

3 条例第5条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務する職員は、任期を通じて1週間当たり15時間30分以上勤務する職員とする。

4 前項の任期を通じた1週間当たりの勤務時間数は、任期に割り振ることとされている正規の勤務時間の合計時間数を任期の総日数で除して得た数に7を乗じて算出するものとする。

5 条例第5条第1項後段に規定する人事委員会規則で定める期末手当を支給しない職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職し、又は死亡した日において第2項各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間において、会計年度任用職員（当該基準日に係る期末手当の支給を受ける者で第12条第1項の規定により退職前の在職期間が通算されるものに限る。）となった者  
（期末手当の支給日）

**第11条** 条例第5条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める日は、報酬の支給単位が月額である職員にあっては、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日とする。

- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 報酬の支給単位が月額でない職員及び基準日に新たに条例の適用を受けることとなった職員の期末手当の支給日は、前項の規定の適用を受ける職員の支給日から基準日の属する月の翌月の末日までの間において、任命権者が定める日とする。

（期末手当の在職期間の計算）

**第12条** 条例第5条第2項に規定する在職期間の計算（次項において「在職期間の計算」という。）については、同一の職に在職した期間のほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間を通算する。

- (1) 基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において1箇月当たりの正規の勤務時間数が124時間以上の職にある職員 1箇月当たりの正規の勤務時間数が124時間以上の会計年度任用職員の職に在職した期間
- (2) 基準日等において1箇月当たりの正規の勤務時間数が124時間未満の職にある職員 任命権者が、職務の内容、報酬の額の基準、勤務形態等を考慮してその職と同等と認める会計年度任用職員の職に在職した期間
- (3) 常勤職員又は法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した職員 当該職員として在職した期間

2 在職期間の計算については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 法第28条第2項の規定により休職処分を受けている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
- (4) 前項第3号に規定する職員が給与規則第16条第4項第4号から第7号までに掲げる職員として在職した期間については、それぞれ当該各号に定める職員として在職した期間

（期末手当基礎額）

**第13条** 条例第5条第3項に規定する職員が受けるべき報酬の月額に相当する額（次項において「報酬月額相当額」という。）として人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる報酬の支給単位に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 日額 基準日前6箇月の期間において、月の初日から末日までの間在職した月（以下「特定月」という。）に割り振られた勤務日の日数の合計を特定月の月数で除した日数（1日未満の端数が生じたときは、小数点以下第2位を四捨五入する。）に基準日における報酬の日額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）
- (2) 月額 基準日における報酬の月額
- (3) 時間額 基準日前6箇月の期間において、特定月に割り振られた正規の勤務時間の合計を特定月の月数で除した時間（1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。）に基準日における報酬の時間額を乗じて得た額

2 報酬の支給単位が日額又は時間額である職員のうち、特定月の月数が0である職員の報酬月額相当額は、前項の規定

にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定めるものとする。

- 3 任命権者は、条例第2条第2項の規定により報酬の額を定める場合において必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、当該報酬の額の一部を同項各号に規定する額に含めないこととすることができる。

(期末手当の特例)

**第14条** 任命権者は、勤務の実情等により職員に特別の事情があると認めるときは、第10条、第12条及び前条の規定にかかわらず、当該職員の期末手当の支給について、人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

(委任)

**第15条** この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

島根県公安委員会委員長 樋口 忠三

### 島根県公安委員会規則第1号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の部中「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則」を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年6月13日から施行する。

## 正 誤

平成31年4月19日付け島根県報第3,101号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	目次中	島根県生徒・学習支援システム貸借に係る提案競技の実施	
			正
		<b>【教委公告】</b> 島根県生徒・学習支援システム貸借に係る提案競技の実施	
10	下から17		誤
			正

---

**教 育 委 員 会 公 告**


---

令和元年 5 月 17 日付け島根県報第 4 号附録中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ					
			誤		
5	公告	—	島根県生徒・学習支援システム賃貸借に係る提案競技の実施	4. 19	3, 101
	公告	—	島根県統合型GIS開発・運用保守業務の事業予定者を決定するための提案競技の実施	4. 23	3, 102
			正		
	公告	—	島根県統合型GIS開発・運用保守業務の事業予定者を決定するための提案競技の実施	4. 23	3, 102
			誤		
	教委規則	12	元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則	4. 26	外 63
			正		
	教委規則	12	元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則	4. 26	外 63
	教委公告	—	島根県生徒・学習支援システム賃貸借に係る提案競技の実施	4. 19	3, 101